



れんごう茨城



連合茨城会長

内山 裕

日頃より、連合茨城の各種取り組みに対し、ご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

今年1月の新年号で、連合茨城結成30周年を契機に「新しい連合茨城の運動を、歴史を、創り上げていきたい。茨城のナショナルセンターとしての自覚を持って、連合茨城加盟組織・組合員の皆さんとの心合わせを大切にしていきたい。」と申し上げました。

新型コロナウイルス感染拡大への対応

そのような中で、新型コロナウイルス感染拡大によって、このような大変厳しい状況に陥るとは思ってもいませんでした。各構成組織でも、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組みなければならず、各種活動にも制約がされるなど、ご苦労されている事と思います。

茨城県では、緊急事態宣言が解除され、現在は「茨城版コロナNext（コロナ対策指針）」により、5/25（月）からの「ステージ2」を経て、6/8（月）からは「ステージ1」での運用となり、学校は通常登校となり、児童・生徒の皆さんが元の学校生活に戻る事が出来ました。児童・生徒への感染リスク対策に取り組まれながらの学校運営となっており、教育現場で働く仲間の皆さんのご奮闘に敬意を表したいと思います。

県内では今回の新型コロナウイルスに168名が感染され、6/9現在、ほとんどの方は回復されましたが、10名の尊い命が奪われました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、現在も治療されている方々の一日も早い回復を、心から願うものであります。

医療・福祉機関等への支援に関する要請書を提出

この度の新型コロナウイルス感染拡大によって、全国各地で医療関係従事者の方々が、ご家族や自らの感染リスクを顧みず、正に医療現場の第一線で懸命に取

り組んで頂いています。医療従事者の努力があるからこそ、医療崩壊が指摘されながらも社会が保たれており、私達は、心からの敬意と感謝の気持ちを忘れてはなりません。

連合茨城では、5/26（火）に「新型コロナウイルス感染症対策における、茨城県内医療・福祉機関等への支援に関する要請書」として、①医療介護施設に関すること、②医療提供体制に関すること、③介護施設等に関すること、④公衆衛生に関すること、⑤PCR検査の実施や宿泊施設の確保等、地域医療の確保と介護施設で働く医療・福祉従事者の負担軽減について茨城県に対して要請しました。今後も働く仲間の労働安全衛生対策の徹底が図れるよう、継続して取り組みます。

緊急労働相談を開設

連合茨城では、3月に茨城県と茨城労働局に対して「新型コロナウイルスに関する緊急要請」を行うとともに、「新型コロナウイルスに伴う緊急労働相談」を展開しています。労働相談には、雇用に関わる様々な問題が日々寄せられています。正社員だけでなく、パート・派遣社員・有期契約労働者・外国人労働者・学生も含めたアルバイトと、雇用形態も多岐に渡ります。働くことに関する相談と合わせて、新型コロナウイルスに係る相談も毎日受付けていますので、県内で働く仲間の皆さん、どなたでも、どんなことでも相談できます。決して一人で悩まず、連合茨城へご相談頂きたいと思えます。労働相談アドバイザーが丁寧に対応します。**フリーダイヤル0120-154-052**です。（祝日を除く月曜から金曜午前9時から午後5時30分。相談は無料。）

連合茨城は、引き続き働く仲間の安心確保のため、政策実現活動や職場労使における対策の徹底に全力で取り組みます。「何としてもこの難局を克服する」ために、社会全体で立ち向かい、必ず乗り越えましょう。

CONTENTS

内山会長あいさつ	1
第91回茨城県中央メーデー・メッセージ動画	2
新型コロナウイルスに伴う労働相談	3
6月は男女平等月間です	4

第91回茨城県中央メーデー

— 連帯メッセージを動画配信 —

働く者の祭典である今年の第91回メーデーは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、地域メーデーは中止とし、4月25日（土）に予定していた茨城県中央メーデーについては、開催方法を見直し、例年実施している式典・パレードを中止とし、動画によるメッセージの配信を行った。動画では、日本におけるメーデー100年の意義についてアピールを行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止・終息に向けた取り組みの強化と、緊急労働相談の実施について広く社会に訴えた。

<日本のメーデー 100年>

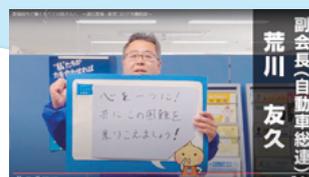
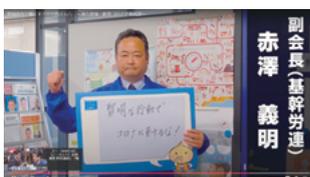
メーデーは、1886年5月1日に米国の労働者が8時間労働制を求めてゼネストに立ちあがったのを起源とする。

日本では、1920年5月2日に第1回メーデーが開かれた。しかし、治安維持法の下で労働運動は弾圧され、日本が次第に戦争へのめりこむ中で、1936年に起きた「2.26事件」を契機にメーデーは禁止された。

戦後は、労働組合の復活とともにメーデーが再び開かれ、労働者の地位や労働条件の向上、権利の拡大をはじめ、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求に深く貢献し、その役割を果たしてきた。

<ともにガンバろう>

(動画より抜粋)



動画内容 連合茨城ホームページ・YouTube

1. 内山会長メッセージ 「この難局を乗り越えよう」
2. 副会長メッセージ 「ともにガンバろう」
3. 緊急労働相談の実施 **【0120-154-052】**



◀ YouTubeの動画サイトに繋がります。

新型コロナウイルスに伴う緊急労働相談を開設中



連合茨城は、年間を通じてフリーダイヤル（0120-154-052）による労働相談を受け付けていますが、3月4日からは新型コロナウイルスに関する緊急労働相談を開設しています。

この期間の相談は、3月が101件、4月は168件、5月も101件と多くの相談が寄せられています。例年の相談は年間で600件程なので、この3カ月で年間の半数を超える相談件数となっています。相談の内容は多岐にわたりますが、**休業補償や不払い賃金の相談が全体の半数**を占めています。この間、政府は様々な政策を打ち出していますが、労働者を救済するには至らない状況です。

【これまでに受けた主な相談と回答の事例】

Q1 学校給食関係に勤めていますが、小中学校が休校になったため、仕事が激減しました。正職員は交代で休みとなり、パートは時間が短縮になっています。会社は正職員には補償があるが、パートにはないと言っています。このままでは生活ができません。

A 会社は休むことや時間短縮の指示を労働者に行った場合、法令により平均賃金の60%以上の休業手当を支給しなければなりません。正職員とかパートの区分は関係ありませんので休んだ分や時間短縮された分の請求をして下さい。

Q2 娘が、4月から東京の歯科医院で働いています。内定したので昨年12月にアパートを借りて準備を進めてきました。条件の中で家賃補助などが約束されていましたが、今月初めての賃金が支給されたのですが、金額が少なく、とても生活ができません。また、保険等についても3か月の試用期間は入らないと言われました。新型コロナ問題で患者も減って大変なようです。

A 雇用契約書の中身がどのようになっているのか、そして、給料明細書に様々な控除についてどのようになっているのか確認が必要です。問題であれば監督署へ相談して下さい。本人にも確認が必要です。

労働相談事例から

No.15

コロナで仕事が減った!! 解雇する!

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権の乱用とみなされ、無効（労働契約法16条）となります。また、解雇は労基法の手続きとしては30日前に解雇を予告するか、予告しない場合は平均賃金の30日分以上の支払いが必要です。（労基法20条）

：相談内容

Consultation

私は正社員で勤務してきましたが、会社から、新型コロナウイルスの影響で業務量が減り、経営が厳しいので解雇すると言われました。これからの生活のことを考えると不安になります。

：対応内容

Correspondence

経営者は労働者を自由に解雇することはできません。正当な事由、つまり、客観的に合理的な理由が必要です。正当な事由がない場合は無効です。

特に、新型コロナウイルスの影響で会社の経営に影響が出た場合、労働者に責任はありません。使用者の経営上の理由による解雇は「整理解雇」といわれています。解雇の正当性が通常の解雇よりも厳格に判断されます。新型コロナウイルスで客足が減った、売り上げが伸びないなどの理由では整理解雇はできません。整理解雇の4つ要件（要素）で正当性が判断されます。

①人員削減の必要性 ②解雇を回避するための努力が尽くされているか。③解雇される者の選定基準などが合理的であるか。④事前に使用者が解雇される者への説明・協議されていること等、厳しい条件が課せられています。

会社に対しては解雇の理由を確認して退職する意思がない場合は、はっきりと意思表示をしてください。

6月は 男女平等月間です!!

連合は、職場・家庭・地域における男女平等参画の重要性について組織内の合意形成を図り、男女平等推進への機運を高めるため、2004年より6月を「男女平等月間」と設定し、時々の課題をテーマに取り組みを行っています。厚生労働省では6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、内閣府においても、毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」としております。

連合は、構成組織・地方連合会と一体となって、男女平等参画社会の実現に取り組みます。



テーマ

- (1) すべての労働者の働き方を見直し、均等待遇の実現と、仕事と生活を調和できる職場環境を実現しよう
- (2) 仕事の世界におけるあらゆるハラスメントと暴力を禁止しよう
- (3) 一人ひとりが尊重された多様性社会の実現に向けて、政治への関心喚起や組織拡大など運動の輪を広げよう

妊娠中の女性労働者が休みやすい 環境の整備について配慮をお願いします



妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に 関する母性健康管理措置について

【政府からの要請をうけ、連合から働く現場へのお願い】

5月7日に、妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が適用されました。

この措置は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるように、男女雇用機会均等法にもとづく指針(告示)を改正し、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置に新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定したもので、2020年5月7日から2021年1月31日まで適用されます。

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、「休みやすい環境の整備」をお願いいたします。

